

告 示

埼玉県告示第二百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年三月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東鷲宮ショッピングセンター

埼玉県久喜市桜田三丁目二番一、二番四

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

自動車の用に供する部分の面積が五百平方メートル以上で、駐車料金を徴収する場合は、「駐車場法」、「バリアフリー新法」及び「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づく変更の届出をお願いします。

バリアフリー法や福祉のまちづくり条例に基づいて、車いす利用者用駐車場を設けており、今回の廃止や変更により、当該車いす利用者用駐車場がなくなる場合には、必要となる台数を別に設けてください。

二 縦覧期間

平成二十九年三月三日から平成二十九年四月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター